

介護終身年金特約<認知症加算型>(2018) 目次

(2018年10月実施)

第1編 この特約の締結に関する規定

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の保険期間および保険料払込期間

第2編 この特約の給付に関する規定

- 第3条 年金の支払
- 第4条 年金を支払わない場合
- 第5条 介護終身年金の受取人によるこの特約上の権利義務の承継
- 第6条 特約保険料の払込免除
- 第7条 特約保険料の払込免除をしない場合

第3編 この特約の締結後の取扱いに関する規定

- 第8条 総則
- 第9条 中途付加された特約の責任開始期
- 第10条 被保険者の死亡
- 第11条 特約の更新
- 第12条 介護終身年金の支払事由発生後における重大事由による解除
- 第13条 介護終身年金の支払事由発生後における特約の社員配当金
- 第14条 法令等の改正に伴う支払事由等の変更
- 第15条 普通保険約款の規定の適用

介護終身年金特約<認知症加算型>(2018)

第1編 この特約の締結に関する規定

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出により、特約組立型総合保険契約に付加して締結します。この場合、会社は、この特約が付加された特約組立型総合保険契約の普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4条（告知義務）の規定により、契約者または被保険者に対しこの特約に関する告知を求めます。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第2条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で契約者の指定により定めるものとします。

第2編 この特約の給付に関する規定

(年金の支払)

第3条 この特約において、普通保険約款第5条（保険金等の支払）の支払事由とは、第2項に定める支払事由をいい、会社は、この支払事由が生じた場合に、この特約および普通保険約款の規定にしたがい、年金を支払います。

2 この特約の年金の名称、支払事由、支払額および受取人は、次のとおりです。

第3条 備考

【備考1】責任開始

保険契約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考2】この特約の締結の際

保険契約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際とします。

【備考3】次の払込期月

払込期月の初日から契約応当日の前日までに介護終身年金の支払事由に該当したときは、その払込期月とします。

名称	支払事由	支払額	受取人
介護 終身 年金	<p>第1回 被保険者が、この特約の保険期間中に、特約の責任開始^{【備考1】}期以後の原因によって次のアまたはイのいずれかの事由に該当したとき。</p> <p>ア. 公的介護保険制度（別表6）による要介護認定を受け要介護2以上（別表6）に該当していると認定されたとき。</p> <p>イ. 次のいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき。</p> <p>(ア) 認知症による要介護状態（別表5）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること。</p> <p>(イ) 寝たきりによる要介護状態（別表5）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること。</p>	第3項に定める金額	普通保険約款に定める傷害疾病給付受取人
以後の 介護 終身 年金	<p>第2回 被保険者が、第1回の介護終身年金の支払後に到来する、第1回の介護終身年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日（以下「年金支払応当日」といいます。）に生存しているとき。</p>		

3 前項に定める介護終身年金の支払額は、特約年金額とします。ただし、被保険者が、特約の責任開始^{【備考1】}期以後の原因によって、第1回の介護終身年金の支払事由に該当した日または年金支払応当日において重度認知症（別表12）に該当している場合には、その日以後に支払うべき介護終身年金の支払額は、特約年金額に所定の率を乗じて得られる金額を特約年金額に加算した金額とします。

4 介護終身年金の受取人を第2項に定める者以外の者に変更することはできません。

5 介護終身年金の支払にあたっては、第2項の規定によるほか、次の各号に定めるところによります。

(1) 被保険者が、この特約の責任開始^{【備考1】}期前に発病していた疾病を原因として、この特約の責任開始^{【備考1】}期以後に、第2項に定める第1回の介護終身年金の支払事由中のアもしくはイに定める事由または重度認知症（別表12）に該当した場合でも、会社が、この特約の締結の際^{【備考2】}に、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その疾病はこの特約の責任開始^{【備考1】}期以後に発病したものと取り扱います。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2) 次の場合には、被保険者がこの特約の保険期間中に第1回の介護終身年金の支払事由に該当したものとみなして取り扱います。

ア. 被保険者が第2項に定める第1回の介護終身年金の支払事由中のイ(ア)に該当したことが、この特約の保険期間満了の日から起算して90日以内に医師により診断確定されたとき。

イ. 被保険者が第2項に定める第1回の介護終身年金の支払事由中のイ(イ)に該当したことが、この特約の保険期間満了の日から起算して180日以内に医師により診断確定されたとき。

(3) 会社が第1回の介護終身年金を支払った場合には、その年金の支払事由発生時以後新たに第1回の介護終身年金の支払事由が生じたことにより介護終身年金の請求を受

けても、会社はこれを支払いません。

- (4) 第1回の介護終身年金が支払われる場合には、次の払込期月^{【備考3】}以後のこの特約の特約保険料の払込は不要とします。
- (5) 介護終身年金の受取人が被保険者とは別に定められている場合で、介護終身年金の支払事由の発生後にその受取人が死亡したときは、その死亡した受取人の死亡時の法定相続人を介護終身年金の受取人とします。この場合、本号の規定により介護終身年金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(年金を支払わない場合)

第4条 前条第2項に定める支払事由に該当した場合でも、次の免責事由に該当するときは、会社は、前条の年金を支払いません。

年金の免責事由
次のいずれかにより被保険者が介護終身年金の支払事由に該当したとき。 ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ. 傷害疾病給付受取人が被保険者とは別に定められているときは、その者の故意または重大な過失 ウ. 被保険者の犯罪行為 エ. 被保険者の薬物依存 ^{【備考1】} オ. 戦争その他の変乱

- 2 被保険者が傷害疾病給付受取人の故意または重大な過失によって介護終身年金の支払事由に該当した場合でも、その受取人が介護終身年金の一部の受取人であるときは、介護終身年金のうちその受取人が受け取るべき金額を除いた残額を他の傷害疾病給付受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金^{【備考2】}を契約者に支払います。
- 3 被保険者が戦争その他の変乱によって介護終身年金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、介護終身年金の全額を支払またはその金額を削減して支払います。
- 4 被保険者が第1項に定めるいずれかの免責事由により重度認知症(別表12)に該当した場合には、前条第3項ただし書に定める介護終身年金の加算部分について、前3項の規定を準用します。

(介護終身年金の受取人によるこの特約上の権利義務の承継)

- 第5条** 第3条の第1回の介護終身年金が支払われる場合、介護終身年金の受取人は、第1回の介護終身年金の支払事由が生じた日に、契約者のこの特約上の一切の権利義務を承継するものとします。
- 2 前項の規定により介護終身年金の受取人がこの特約上の権利義務を承継した場合には、会社は、年金証書を介護終身年金の受取人に発行します。

(特約保険料の払込免除)

第6条 会社は、被保険者が次の各号に定める特約保険料の払込免除事由のいずれかに該当した場合には、この特約について、次の払込期月^{【備考1】}以後の特約保険料の払込を免除します。

号	区分	特約保険料の払込免除事由
(1)	高度障害状態による特約保険料の払込免除	被保険者が、責任開始 ^{【備考2】} 期以後の原因によって高度障害状態(別表3)に該当したとき。 この場合、責任開始 ^{【備考2】} 期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始 ^{【備考2】} 期以後の傷害または疾病 ^{【備考3】} を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態(別表3)に該当したときを含みます。

第4条 備考

【備考1】薬物依存

平成6年10月12日総務省告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

【備考2】責任準備金

責任準備金は、この特約の経過年月数(経過年月数が特約保険料が払い込まれた年月数をこえている場合は、特約保険料が払い込まれた年月数)によって計算します。

第6条 備考

【備考1】次の払込期月

払込期月の初日から契約応当日の前日までに特約保険料の払込免除事由に該当したときは、その払込期月とします。

【備考2】責任開始

この特約が付加された特約組立型総合保険契約の責任開始とし(第9条(中途付加された特約の責任開始期)の規定にかかわらず、特約組立型総合保険契約の締結後に付加されたこの特約についても当該保険契約の責

(2)	身体障害の状態による特約保険料の払込免除	被保険者が、責任開始 ^{【備考2】} 期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に身体障害の状態（別表4）に該当したとき。 この場合、責任開始 ^{【備考2】} 期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始 ^{【備考2】} 期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表4）に該当したときを含みます。
-----	----------------------	--

2 被保険者が、責任開始^{【備考2】}期前に発病していた疾病を原因として、責任開始^{【備考2】}期以後に高度障害状態（別表3）に該当した場合でも、会社が、保険契約の締結の際^{【備考4】}に、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その疾病は責任開始^{【備考2】}期以後に発病したものとして取り扱います。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

（特約保険料の払込免除をしない場合）

第7条 前条第1項各号に定める特約保険料の払込免除事由に該当した場合でも、次の免責事由に該当するときは、会社は、前条の規定による特約保険料の払込免除を行いません。

号	特約保険料の払込免除の免責事由	
(1)	高度障害状態による特約保険料の払込免除を行わない場合	次のいずれかにより被保険者が高度障害状態による特約保険料の払込免除事由（前条第1項第1号）に該当したとき。 ア. 被保険者の故意または重大な過失 イ. 契約者の故意 ウ. 被保険者の犯罪行為 エ. 戦争その他の変乱
(2)	身体障害の状態による特約保険料の払込免除を行わない場合	次のいずれかにより被保険者が身体障害の状態による特約保険料の払込免除事由（前条第1項第2号）に該当したとき。 ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 エ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 オ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 カ. 地震、噴火または津波 キ. 戦争その他の変乱

2 前項第1号エまたは第2号カもしくはキの免責事由により特約保険料の払込免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、前項の規定にかかわらず、特約保険料の払込を免除します。

任開始とします。)、当該保険契約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考3】 責任開始期以後の傷害または疾病

責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

【備考4】 保険契約の締結の際

保険契約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際とします。

第3編 この特約の締結後の取扱に関する規定

（総則）

第8条 第2編（この特約の給付に関する規定）の規定のほか、この特約が締結されてから消滅するまでのこの特約の取扱については、本編に定めるところによります。なお、この特約に関する次の各号の取扱については、それぞれ当該各号に定める普通保険約款の規定によるものとします。

号	この特約に関する取扱	対応する普通保険約款の規定
(1)	特約の責任開始期	第7条（会社の責任開始期） ただし、中途付加されたこの特約の責任開始期については、この特約の第9条の規定によるものとします。
(2)	保険料の払込期月中または猶予期間中に保険事故（年金の支払事由または特約保険料の払込免除事由）が発生した場合の取扱	第13条（払込期月中または猶予期間中に保険事故が発生した場合）
(3)	特約の復活	第16条（保険契約の復活） なお、保険契約の復活の請求があった場合、当該保険契約に付加されているすべての特約について復活の請求があったものとします。
(4)	介護終身年金等の請求手続、支払の時期および場所	第17条（保険金等の請求手続、支払の時期および場所） この場合、同条第4項に定める「保険金等の支払事由」には、重度認知症（別表12）を含むものとします。
(5)	特約年金額の減額	第20条（保険金額等の減額）
(6)	特約の消滅、特約年金額の減額または介護終身年金の支払事由発生の際に、普通保険約款に定める貸付金がある場合の取扱	第28条（貸付金の返済）
(7)	詐欺による特約の取消	第29条（詐欺による取消）
(8)	不法取得目的による特約の無効	第30条（不法取得目的による無効）
(9)	告知義務違反による特約の解除	第31条（告知義務違反による解除）
(10)	重大事由による特約の解除	第32条（重大事由による解除） ただし、介護終身年金の支払事由発生後におけるこの特約の重大事由による解除については、この特約の第12条の規定によるものとします。
(11)	特約の解約	第33条（解約）
(12)	特約の払戻金	第36条（払戻金）
(13)	社員配当金	第37条（社員配当金の割当および支払） ただし、介護終身年金の支払事由発生後におけるこの特約の社員配当金については、この特約の第13条の規定によるものとします。

（中途付加された特約の責任開始期）

第9条 普通保険約款第7条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、特約組立型総合保険契約の締結後に当該保険契約に付加されたこの特約については、会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 会社が、この特約の付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
この特約の第1回保険料を受け取った時
- (2) 会社が、この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の付加を承諾した場合
次のいずれか遅い時
ア. この特約の第1回保険料相当額を受け取った時
イ. 被保険者に関する告知を受けた時

(被保険者の死亡)

第10条 第1回の介護終身年金の支払事由が生じる前に被保険者が死亡した場合には、次の各号の場合を除き、この特約の責任準備金^{【備考1】}を普通保険約款に定める死亡給付受取人に支払います。

- (1) 契約者が故意に被保険者を死亡させたとき。
- (2) 死亡給付受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（前号に該当する場合を除きます。）。この場合には、この特約の責任準備金^{【備考1】}を契約者に支払います。ただし、死亡給付受取人が2人以上いる場合で、その一部の受取人の故意によるときは、この特約の責任準備金^{【備考1】}のうち、その受取人に対して支払わない部分については契約者に支払い、残額は他の死亡給付受取人に支払います。

2 普通保険約款に定める保険金等の請求手続、支払の時期および場所に関する規定は、前項の場合に準用します。

(特約の更新)

第11条 第1回の介護終身年金の支払事由が生じる前にこの特約の保険期間が満了する場合、契約者が、保険期間満了の日の2ヵ月前までにこの特約を更新しない旨を会社に書面で通知しない限り、保険期間満了の日の翌日に、この特約（保険期間満了の日までの特約保険料が払い込まれている場合に限り）は更新して継続されます。ただし、次のいずれかに該当する場合には更新できません。

- (1) この特約の保険期間を歳満期で定めているとき。
- (2) 更新後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるとき。
- (3) この特約に特別保険料領収法による特別条件が付けられているとき。または、保険金削減支払法による特別条件が付けられておりその削減期間が満了していないとき。
- (4) この特約の更新時に、会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき。

2 更新後のこの特約の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、前項第2号に該当する場合には、更新後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえない範囲内で保険期間を短縮して更新します。

3 前項の規定にかかわらず、契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で前項の更新後の保険期間を変更して更新することができます。

4 更新日は、更新前の特約の保険期間満了の日の翌日とし、更新後のこの特約の特約保険料は、更新日の被保険者の年齢によって計算します。

5 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、次のとおり取り扱います。

(1) 保険料払込の猶予期間については、普通保険約款の保険料の払込の規定を適用します。

(2) 本項の保険料については、普通保険約款の保険料の自動貸付の規定は適用しません。

6 前項の保険料が、その猶予期間満了日までに払い込まれなかったときには、この特約は、更新前の特約の保険期間満了の日の翌日にさかのぼって消滅するものとします。

7 この特約が更新された場合には、次の各号により取り扱います。

(1) 更新後のこの特約について、第3条（年金の支払）、第6条（特約保険料の払込免除）および普通保険約款の告知義務違反による解除の規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後の特約の保険期間とは継続したものと取り扱います。

(2) 更新後のこの特約には、更新日における特約条項および保険料率を適用します。

(3) 会社は、契約者に対してこの特約が更新された旨を通知し、新たな保険証券は発行しません。

8 この特約の更新の際、契約者は、会社の定める範囲でこの特約の特約年金額を減額することができます。この場合、契約者は、この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに会社に申し出てください。

9 第1項第4号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号から第3号までの規定に該当しない場合には、会社がこの特約と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、更新の取扱に準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を更新時に付加します。この場合、第7項第1号の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

第10条 備考

【備考1】 責任準備金

責任準備金は、この特約の経過年月数（経過年月数が特約保険料が払い込まれた年月数をこえている場合は、特約保険料が払い込まれた年月数）によって計算します。

(介護終身年金の支払事由発生後における重大事由による解除)

第12条 会社は、この特約について、第1回の介護終身年金の支払事由が生じた後に次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができません。

号	重大事由
(1)	被保険者または介護終身年金の受取人が、次のいずれかに該当する場合 ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。 エ. 介護終身年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
(2)	この特約が付加されている特約組立型総合保険契約（当該保険契約に付加されている他の特約を含みます。）または他の保険契約（被保険者または介護終身年金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の被保険者または介護終身年金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

- 前項第1号のみに該当したことによりこの特約を解除する場合で、前項第1号アからオまでに該当したのが介護終身年金の受取人のみであり、その該当した受取人が介護終身年金の一部の受取人であるときは、この特約のうちその受取人に関する部分のみを解除するものとします。この場合、第3項の規定は、その解除した部分について適用します。
- 第1項によりこの特約を解除した場合、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた事由によるこの特約の介護終身年金の支払をしません。また、この場合に、すでに介護終身年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- 本条によるこの特約の解除は、介護終身年金の受取人に対する通知によって行ないません。

(介護終身年金の支払事由発生後における特約の社員配当金)

第13条 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末に、介護終身年金の支払事由がすでに生じている次の各号の特約に対して、会社の定める方法で計算した社員配当金を割り当て、割り当てた社員配当金は、それぞれ当該各号に定める方法により支払います。

号	割当の対象となる特約	支払方法
(1)	次の事業年度中に、第1回の介護終身年金の支払事由に該当した日の5年ごとの応当日（以下本条において「5年ごとの応当日」といいます。）が到来する特約	割当を行なった次の事業年度の年金支払応当日に、介護終身年金とともにその受取人に支払います。

(2)	次の事業年度中に、第1回の介護終身年金の支払事由に該当した日および直前の5年ごとの応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する特約	特約が消滅したときに介護終身年金の受取人に支払います。ただし、被保険者の死亡によりこの特約が消滅し、かつ、介護終身年金の受取人が被保険者である場合において、特約組立型総合保険契約に指定代理請求特約が付加され、被保険者の法定相続人が指定代理請求人として指定されているときは、その指定代理請求人が介護終身年金の受取人の代理人として、本号の社員配当金を請求することができるものとします。この場合、指定代理請求特約の被保険者が死亡した場合の保険金等の請求に関する規定を準用します。
-----	--	--

(法令等の改正に伴う支払事由等の変更)

第14条 会社は、介護終身年金の支払に係る規定（第3条）に関わる法令等の改正が行われた場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、介護終身年金の支払に係る規定（第3条）を変更することがあります。

- 2 前項の変更は、主務官庁の認可を得て定めた日から将来に向かって行ないます。
- 3 第1項の変更を行なう場合には、前項に定める日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。ただし、法令の公布時期等やむを得ない理由により、2ヵ月前までに通知することが困難な場合には、前項に定める日まで通知するものとします。
- 4 第1項の変更を行なう場合で、契約者がその変更を承諾しないときは、この特約は、第2項に定める日から将来に向かって解約されたものとします。

(普通保険約款の規定の適用)

第15条 この特約に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。